

住民票コードを変更される方へ

「住民票コード変更請求書」に必要事項を記載の上、窓口へ提出してください。

1. 本人が自ら申請するとき

【持ち物】

本人確認書類（本人確認書類は裏面を参照してください。お持ちでない方も申請できます。下記の〈注意1〉をご覧ください）

〈注意1〉申請者の「本人確認書類」をお持ちでない場合

- ・住民票コード変更請求書に必要事項を記載の上、窓口へ提出してください。
- ・市役所から請求者あてに照会書兼回答書を発送いたします。
- ・後日、回答書を申請者ご本人が窓口にご持参された際、住民票コードを変更いたします。

〈注意2〉変更する住民票コードの番号を指定することはできません。

2. 法定代理人が請求するとき

【持ち物】

①法定代理人の方の「本人確認書類」（本人確認書類は裏面を参照してください。お持ちでない方も申請できます。下記の〈注意1〉をご覧ください）

②法定代理人の印鑑

③「法定代理人であることを確認できる書類」（下記の〈法定代理人であることを確認できる書類について〉をご覧ください。）

〈注意1〉申請者の「本人確認書類」をお持ちでない場合

- ・住民票コード変更請求書に必要事項を記載の上、窓口へ提出してください。
- ・その際、下記の「法定代理人であることを確認できる書類」を提示願います。
- ・市役所から申請者あてに照会書兼回答書を発送いたします。
- ・後日、回答書を申請者または法定代理人の方が窓口にご持参された際、住民票コードを変更いたします。

（法定代理人の本人確認書類をお持ちでない場合は、即日交付はできません。）

〈注意2〉変更する住民票コードの番号を指定することはできません。

〈注意3〉任意代理人の方は住民票コードの変更を請求することはできません。

<法定代理人であることを確認できる書類について>

1. 申請者の方が未成年者でその親権者（父親または母親）の場合
 - ・戸籍謄本（本籍地が静岡市である場合は必要ありません）
 - ・その他、親権者であることを確認できる官公署が発行した書類
2. 申請者の方が成年（未成年）被後見人でその後見人の場合
 - ・登記事項証明書 ・その他、後見人であることを確認できる官公署が発行した書類

<住民票コード変更における「本人確認書類」について>

次の書類のいずれか一点により、本人であることの確認をさせていただきます。

旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、住民基本台帳カード、厚生年金や国民年金などの年金手帳（年金証書）、後期高齢者医療被保険者証、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、生活保護受給者証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、在留カード、特別永住者証明書、官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む）がその職員に対して発行した身分証明書など。

※有効期限内であるものに限りです。

3. 請求場所と連絡先

4 2 0 - 8 6 0 2 静岡市葵区追手町5番1号

葵区役所 戸籍住民課 (054) 221-1061

4 2 0 - 8 5 5 0 静岡市駿河区南八幡町10番40号

駿河区役所 戸籍住民課 (054) 287-8611

4 2 4 - 8 7 0 1 静岡市清水区旭町6番8号

清水区役所 戸籍住民課 (054) 354-2126